

議案説明資料

【 目 次 】

・ **報告第 5 号**

専決処分の報告について

(八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について) …………… p. 1

・ **報告第 6 号**

専決処分の報告について

(八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について) …………… p. 4

・ **報告第 7 号**

専決処分の報告について

(八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) …………… p. 5

・ **議案第 51 号**

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …………… p. 6

令和6年6月
(令和6年6月10日提出)

報告第 5 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（以下「法」という。） ・ 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）（以下「規則」という。） ・ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）（以下「外国居住者等所得相免除法」という。） ・ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）（以下「租税条約等実施特例法」という。）
施行日	令和 6 年 4 月 1 日（下記【改正内容】の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日）

【改正概要】

- 定額減税の実施
 - ・ 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円の減税を実施
- 固定資産税のわがまち特例規定の新設
 - ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る特定バイオマス発電設備
 - ・ 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産
- 固定資産税（土地）の負担調整措置の延長
 - ・ 負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を 3 年延長

【改正内容】

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
市民税	第 34 条の 7① 【寄附金税額控除】	法第 314 条の 7① ※公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行	○法律改正にあわせて改正 ※公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備
	第 51 条 【市民税の減免】	法第 323 条	○提出期限の改正 ※提出期限を納期限前 7 日から納期限に改正 ○職権による減免を可能とする規定の追加
	附則第 4 条の 2 【公益法人等に係る市民税の課税の特例】	法附則第 3 条の 2 の 3 ※公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行	○規定を削除 ※単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除
	附則第 5 条の 2 【令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例】	法附則第 4 条の 4	○法律改正にあわせて改定 ※令和 6 年度能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を規定
	附則第 6 条 【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】	法附則第 4 条の 5 第 3 項	○法律改正にあわせて改定 ※令和 6 年度能登半島地震災害に係る医療費控除の特例を規定
	附則第 7 条の 4 【寄附金税額控除における特例控除額の特例】		○条例改正に伴う条文の整備

市民税	附則第7条の5 【令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除】	法附則第5条の8	○法規定の新設にあわせて新設 ※令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設
	附則第7条の6 【令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例】	法附則第5条の9	○法規定の新設にあわせて新設 ※令和6年度分の個人住民税の納税通知書に係る特例の新設
	附則第7条の7 【令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例】	法附則第5条の11	○法規定の新設にあわせて新設 ※令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税に関する特例の新設
	附則第7条の8 【令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除】	法附則第5条の12	○法規定の新設にあわせて新設 ※令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設
	附則第8条 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第6条	○条例の条ずれによる改正 ○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加
	附則第16条の3③ 【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第33条の2 ⑦	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第16条の4③ 【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第33条の3 ⑦	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第17条③ 【長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第34条⑥	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第18条⑤ 【短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第35条⑧	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第19条② 【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第35条の2 ⑧	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第20条② 【先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第35条の4 ⑤	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第20条の2②⑤ 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	外国居住者等所得相互免除法第8条 ⑧⑪	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
	附則第20条の3②⑤ 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	租税条約等実施特例法第3条の2の2⑩⑭	○法律改正にあわせて改正 ※特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加
固定資産税	第56条	法第348条 ※R7.4.1施行	○法律改正にあわせて改正 ※私立学校法の改正に伴う条ずれによる改正
	第71条 【固定資産税の減免】	法第367条	○申請書の提出期限の改正 ※提出期限を納期限前7日から納期限に改正 ○職権による減免を可能とする規定の追加

固定 資 産 税	第 139 条の 3 【特別土地保有税の減免】	法第 605 条の 2	○申請書の提出期限の改正 ※提出期限を納期限前 7 日から納期限に改正 ○職権による減免を可能とする規定の追加
	附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号 等の条例で定める割合】	法附則第 15 条	○法律改正にあわせて改正 ※再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、特定バイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を 7 分の 6 と定める規定の新設 ※「都市再生特別措置法」に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産の課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を 2 分の 1 と定める規定の新設 ※項ずれの反映 ○条例の項ずれによる改正
	附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第 15 条の 7 規則附則第 7 条	○法律改正にあわせて新設 ※認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設 ○規則改正にあわせて改正 ※項ずれの反映 ○条例の項ずれによる改正
	附則第 11 条 【土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義】	法附則第 17 条	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
	附則第 11 条の 2 【令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例】	法附則第 17 条の 2	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
	附則第 12 条 【宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例】	法附則第 18 条	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
	附則第 12 条の 2	法附則第 18 条の 3	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
	附則第 13 条 【農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例】	法附則第 19 条	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
	附則第 15 条 【特別土地保有税の課税の特例】	法附則第 31 条の 3	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新

件名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「法」という。)
施行日	令和6年4月1日

【改正概要】

地方税法改正にあわせて改正

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第6項 【法附則第15条32項の 条例で定める割合】	附則第15条32	○法律改正にあわせて改正(法附則及び条例の項ズレ) ※家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止に伴う項ズレ
附則第7項 【法附則第15条第37項 の条例で定める割合】	附則第15条37	○法律改正にあわせて改正(法附則及び条例の項ズレ)
附則第8項 【法附則第15条第38項 の条例で定める割合】	附則第15条38	○法律改正にあわせて改正 ※「都市再生特別措置法」に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産の課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を2分の1と定める規定の新設
附則第9項 【法附則第15条第42項 の条例で定める割合】	附則第15条42	○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第11項～15項 【宅地等に対して課する 令和6年度から令和8 年度までの各年度分 の都市計画税の特例】	法附則第25条	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
附則第16項 【農地に対して課する 令和6年度から令和8 年度までの各年度分 の都市計画税の特例】	法附則第26条	○法律改正にあわせて改正 ※年度更新
附則第17項		○法律改正にあわせて改正 ※規定の整備
附則第18項		○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第19項		○法律改正にあわせて改正 ※年度更新

報告第 7 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) (以下「令」という。)
施行日	令和 6 年 4 月 1 日

【改正概要】

- ・ 課税限度額の見直し
- ・ 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第 2 条③ 【課税額】	法第703条の 4 令第56条の88の 2	○令改正にあわせて改正 ※課税限度額の見直し 後期高齢者支援金等課税限度額 <u>「22万円」→「24万円」</u>
第23条① 【国民健康保険税 の減額】	法第703条の 5 令第56条の89	○令改正にあわせて改正 ※減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し 5 割軽減対象世帯 <u>「29万円」→「29万5,000円」</u> 2 割軽減対象世帯 <u>「53万5,000円」→「54万5,000円」</u>

【参考 1 課税限度額】

年度	基礎課税額	後期高齢者支援金 等課税額	介護納付金課税額 (40歳～64歳)	合計
令和 5 年度 (現行)	65 万円	<u>22 万円</u>	17 万円	<u>104 万円</u>
令和 6 年度 (改正後)	65 万円 (据え置き)	<u>24 万円</u> <u>(+2 万円)</u>	17 万円 (据え置き)	<u>106 万円</u> <u>(+2 万円)</u>

【参考 2 軽減判定所得基準算定式】

	令和 5 年度 (現行)	令和 6 年度 (改正後)
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※2} - 1) 以下	変更なし
5 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※2} - 1) + <u>(29 万円 × 被保険者数^{※1})</u> 以下	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※2} - 1) + <u>(29 万 5,000 円 × 被保険者数^{※1})</u> 以下
2 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※2} - 1) + <u>(53 万 5,000 円 × 被保険者数^{※1})</u> 以下	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※2} - 1) + <u>(54 万 5,000 円 × 被保険者数^{※1})</u> 以下

※ 1. 被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。

※ 2. 給与所得者等とは、一定の給与所得者 (給与収入 55 万円超) と公的年金等の支給 (60 万円超 (65 歳未満) または 110 万円超 (65 歳以上)) を受ける者。

議案第 51 号関係

件名	八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） ・ 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）
施行日	公布の日

【税率改定の経緯】

国保財政の収支状況の悪化を踏まえ、安定した国民健康保険事業の運営を行うためには、歳出に見合った適正な保険税率を設定し、歳入基盤の強化を図る必要があること、及び令和 15 年度からの愛媛県内統一保険料の導入(予定)を踏まえ、被保険者の急激な負担を緩和するため、県が示す市町標準保険料率に段階的に近づけておく必要があることから、八幡浜市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、適正な税率に改定を行う。

【税率改定の概要】

○改定後の税率は、現行の税率と県が示す市町標準保険料率の中間値を採用

- ・ 所得割額及び均等割額の引き上げ
- ・ 資産割額及び平等割額の引き下げ

【税率改定表】

区分		基礎課税額	後期高齢者支援 金等課税額	介護納付金課税 額	合計
所得割率 (%)	現行	7.60	2.80	2.00	12.40
	改定後	7.85	2.83	2.22	12.90
	増減	(+0.25)	(+0.03)	(+0.22)	(+0.50)
	標準保険料率	8.09	2.86	2.43	13.38
資産割率 (%)	現行	15.00	7.00	3.00	25.00
	改定後	7.50	3.50	1.50	12.50
	増減	(▲7.50)	(▲3.50)	(▲1.50)	(▲12.50)
	標準保険料率	-	-	-	-
均等割額 (円)	現行	22,000	7,300	9,000	38,300
	改定後	28,100	9,600	10,700	48,400
	増減	(+6,100)	(+2,300)	(+1,700)	(+10,100)
	標準保険料率	34,177	11,777	12,355	58,309
平等割額 (円)	現行	27,000	8,700	6,700	42,400
	改定後	24,800	8,200	6,100	39,100
	増減	(▲2,200)	(▲500)	(▲600)	(▲3,300)
	標準保険料率	22,685	7,817	5,556	36,058
課税限度額		65 万円	24 万円	17 万円	106 万円

※この税率は令和 6 年度分国民健康保険税より適用

【ケース①】20歳代夫婦・子ども（未就学児）2人				左記+固定資産税 100,000円			
	現行	改正後	現行との差額	現行	改正後	現行との差額	
世帯所得	430,000円 (※給与収入のみ 980,000円)	37,000円	43,800円	6,800円	59,000円	54,800円	<u>-4,200円</u>
	1,320,000円 (※給与収入のみ 2,000,000円)	154,300円	168,000円	13,700円	176,300円	179,000円	2,700円
	1,670,000円 (※給与収入のみ 2,500,000円)	227,800円	249,200円	21,400円	249,800円	260,200円	10,400円
	2,370,000円 (※給与収入のみ 3,500,000円)	300,600円	324,000円	23,400円	322,600円	335,000円	12,400円
	3,560,000円 (※給与収入のみ 5,000,000円)	449,000円	480,300円	31,300円	471,000円	491,300円	20,300円

【ケース②】40歳代夫婦・子ども（就学児）2人				左記+固定資産税 100,000円			
	現行	改正後	現行との差額	現行	改正後	現行との差額	
世帯所得	430,000円 (※給与収入のみ 980,000円)	53,200円	63,200円	10,000円	78,200円	75,700円	<u>-2,500円</u>
	1,320,000円 (※給与収入のみ 2,000,000円)	199,000円	220,300円	21,300円	224,000円	232,800円	8,800円
	1,670,000円 (※給与収入のみ 2,500,000円)	242,400円	265,400円	23,000円	267,400円	277,900円	10,500円
	2,370,000円 (※給与収入のみ 3,500,000円)	382,500円	419,100円	36,600円	407,500円	431,600円	24,100円
	3,560,000円 (※給与収入のみ 5,000,000円)	565,600円	614,900円	49,300円	590,600円	627,400円	36,800円

【ケース③】70歳代夫婦（年金受給者：夫のみ）				左記+固定資産税 50,000円			
	現行	改正後	現行との差額	現行	改正後	現行との差額	
世帯所得	0円 (※年金収入のみ 980,000円)	28,200円	32,500円	4,300円	39,200円	37,900円	<u>-1,300円</u>
	350,000円 (※年金収入のみ 1,450,000円)	28,200円	32,500円	4,300円	39,200円	37,900円	<u>-1,300円</u>
	900,000円 (※年金収入のみ 2,000,000円)	96,000円	104,300円	8,300円	107,000円	109,800円	2,800円
	1,300,000円 (※年金収入のみ 2,400,000円)	165,900円	179,500円	13,600円	176,900円	185,000円	8,100円
	2,575,000円 (※年金収入のみ 3,800,000円)	317,300円	337,400円	20,100円	328,300円	342,900円	14,600円